



# 住まい・環境



## 住宅

### 都営住宅の申込みは

**問 東京都住宅供給公社募集センター ☎03-3498-8894**

都営住宅の申込み方法などは、広報「東京都」、「広報みずほ」、新聞などでお知らせします。

区市町村、都住宅供給公社募集センターなどで、申込みのしおりと申込用紙をお取り寄せの上、郵送またはオンラインにてお申し込みください。申込資格など詳しいことは、申込みのしおりをご覧ください。

### 町営住宅については **問 都市計画課 ☎557-0599**

町では、住宅に困窮している方のために住宅を設置しています。入居資格、内容は次のとおりです。

- ▶ **場所** 東長岡住宅 長岡1-10-1
- ▶ **施設の概要**  
鉄筋コンクリート造4階建(3DK 56.8㎡)  
5棟・72戸
- ▶ **使用料** 月額1万7,900円～6万9,200円(令和5年度)
- ▶ **申込資格** 次の①～⑤のすべてに該当している方
  - ①町内に居住していること。
  - ②所得が基準内であること。
  - ③同居親族があること。
  - ④住宅に困窮していることが明らかであること。
  - ⑤申込者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと。
- ▶ **募集** 空き家が出次第「広報みずほ」でお知らせします。

## まちづくり **問 都市計画課 ☎557-0599**

### 建築計画は都市計画を調べてから

快適で住みやすいまちをつくるために、町には都市計画があります。都市計画等の指定により、建築制限などが掛かることもありますので、土地を買うときや、建築物を建築しようとするときは、よく調べてから建築計画を立ててください。

広告

＝水まわりのことなら＝  
水もれ、排水つまり  
修理いたします

お気軽にお問い合わせください

指定給水装置工事業業者

指定下水道工事店

給排水衛生設備設計施工

**榎本工業株式会社**

代表取締役 榎本 博

瑞穂町箱根ヶ崎2344-2

**☎557-0206**

### 市街化区域・市街化調整区域とは

無秩序な都市化を防止し、計画的な土地利用を図るため、都市計画区域を2つに分けて定めています。市街化区域は、既に市街地を形成している区域および優先的かつ計画的に市街化を図る区域です。市街化調整区域は、市街化を抑制する区域としています。

### 用途地域とは

建築物を建てる場合、建築物の用途、形態、建ぺい率、容積率など適正なルールを定めているのが用途地域です。

用途地域は第一種低層住居専用地域など13種類あり、町ではそのうち10種類があります。

それぞれの用途地域ごとに、建築することができる建築物または建築してはいけない建築物の用途が定められています。

### 宅地開発などは事前に協議を

町では無秩序な宅地開発等を防止し、良好な市街地の形成を図るため、宅地開発等指導要綱により、一定規模以上の事業を行う事業主に行政指導を行っています。

土地利用を図る際は、宅地開発等指導要綱に該当する可能性があるため、計画策定をする前の段階で事前に相談してください。

### 建築確認申請は

建築物を建築するときは、工事を始める前にその建築計画が法令に適合しているか、建築主事の確認を受ける必要があります。

詳しくは、東京都多摩建築指導事務所へお問い合わせください。

東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課  
☎0428-23-3692(直通)

### 国土利用計画法の届出について

一定面積(市街化区域2,000㎡、市街化調整区域5,000㎡)以上の土地売買等の契約を締結した場合には、国土利用計画法に基づき2週間以内に買い主が土地の利用目的および取引価格等を役場へ届け出なければなりません。

### 公有地の拡大の推進に関する法律の届出・申出について

一定規模(都市計画施設等の区域内に所在する土地200㎡、その他の市街化区域5,000㎡)以上の土地を有償で譲渡する場合には、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき譲渡する日の3週間前までに、そのことを知事に届け出る必要があります。また、一定規模(都市計画施設等の区域内に所在する土地、その他市街化区域に所在する土地100㎡、市街化調整区域200㎡)以上の土地について、地方公共団体等による買取りを希望するときは、その旨を知事に申し出ることができます。

### 土地の標準価格の閲覧

土地の価格はわかりにくいものです。地価公示価格、東京都基準地価格などを閲覧すれば、おおよその地価がわかります。



## 土地区画整理事業 都市計画課 ☎557-7662

土地区画整理事業は、良好な住環境の整備ならびに公共施設の整備改善によって新しいまちづくりを進めるものです。

### ▶ 令和5年度現在

箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業(町施行) 施行中  
殿ヶ谷土地区画整理事業(組合施行) 施行中  
栗原土地区画整理事業(組合施行予定) 準備中

## 上水道・下水道

 上水道:多摩お客さまセンター ☎548-5110  
下水道:下水道課 ☎557-7683

## こんなときは届出を

- 上下水道を使い始めるとき、使わなくなるとき
- 使用者の名義が変わるとき
- アパートなどの集合住宅で入居者が変わるとき
- 井戸水など(水道水以外の水)を使い始めるとき、使わなくなるとき

届出は、お電話で結構です。水道の使用を中止する場合は、中止の3日から4日前までに届けてください。

## 水道料金・下水道使用料の支払いは

水道のご使用量は、2か月に一度、水道メーターを検針して計量しています。

水道料金と下水道使用料は、一緒に請求しています。支払方法は、口座振替、クレジットカード、東京都水道局アプリ、請求書、スマートフォン決済によるお支払いをご利用できます。使用水量や料金・使用料、支払い方法などで不明なことがあるときは、お気軽にお問い合わせください。

### ■検針についてのお願

- メーターボックスの上には、物を置かないようにしてください。
- 犬は、出入り口や水道メーターから離れた場所につないでおいてください。

### ■問合せ

- ▶ 上水道について 東京都水道局多摩お客さまセンター  
お引越、ご契約の変更、料金、漏水修繕、その他  
☎0570-091-100(ナビダイヤル)  
※ナビダイヤルをご利用できない場合 ☎548-5110
- ▶ 下水道について 下水道課 ☎557-7683

インターネットで使用開始・廃止の申し込みができます。

【ご入居時など】 【ご退去時など】 【町内での転居時】

水道を 使いたい 開始	水道を 止めたい 廃止	水道を止めて 別の場所で使いたい 廃止して開始
-------------------	-------------------	-------------------------------

インターネットでのお申し込みは、24時間可能となっておりますが、実際のご使用開始・廃止の受け付け手続きは、東京都水道局の営業時間内の取り扱いとなります。あらかじめご了承ください。



インターネット24時間受付

東京都水道局ホームページ →

<https://www.waterworks.metro.tokyo.jp>

## 上水道工事

### ■水道工事・給水装置の修繕は指定工事店へ

給水装置の新設・改造工事や修繕は、東京都の指定給水装置工事業者に申し込みをしてください。

### ■給水装置工事の受付・設計審査・図面閲覧等に関する業務

青梅サービスステーションで受け付けています。詳しくは、お問い合わせください。

青梅サービスステーション2階

▶ 所在地 青梅市師岡町1-1301-10 ☎0428-20-5312

## 下水道工事

### ■下水道工事の申込みは指定工事店へ

家庭内の下水道工事(排水設備の新設・改造工事や修繕)は、瑞穂町指定の下水道工事店への申し込みが必要となります。指定下水道工事店については、町ホームページをご覧ください。

町ホームページ(水洗トイレの工事) →

<https://www.town.mizuho.tokyo.jp/kankyo/002/003/002/p000596.html>



住まい・環境

広告

上、下水道・設備工事  
土木・設計施工

有限会社 鈴木商会

瑞穂町殿ヶ谷 1090-3

☎042-557-0804

水道衛生設備工事業

〈指定給水〉 東京都

〈指定排水〉 瑞穂町

(有)吉岡設備

瑞穂町箱根ヶ崎 1217-1

☎ 042-557-5231

FAX 042-557-5758

E-mail yoshiokasetsubi@tribe.ne.jp

瑞穂町水道指定工事店

鳥海管工

瑞穂町殿ヶ谷1078

水まわりの事なら  
お気軽にご相談下さい

TEL 042-556-2020

FAX 042-556-3544



## 受益者負担金制度

受益者負担金制度は、新たに下水道が利用できるようになった区域の土地所有者等(受益者)の方に対して、下水道事業費の一部を負担していただく制度です。公共下水道が整備されると、衛生的で快適な生活を営むことができ、土地の利便性が高まります。

なお、負担金は5年に分割して納めていただきますが、一括で納めることもできます。ご協力をお願いします。

### ■受益者の変更があったときは

土地の売買、相続等により受益者の変更したとき、または受益者の住所等に変更があった場合は、すみやかに届出が必要ですので、下水道課までお問い合わせください。

## トイレの水洗化には改造助成

下水道が使用できるようになると、町では供用開始の公示を行います。

下水道処理区域内のくみ取りトイレの所有者は、供用開始の公示がされた日から3年以内に水洗トイレにすることや、し尿浄化槽の所有者は、遅滞なく公共下水道へ切り替えることが義務付けられています。

町では水洗トイレの普及促進を図るため、この改造工事に対して資金の融資あっせんにより利子補給を行う制度を設けています。詳しくは、下水道課までお問い合わせください。

## 公共下水道処理区域外の汚水等の処理

問 環境課 ☎557-7706

## し尿くみ取り

- 公共下水道の供用が開始されていない区域の一般世帯のし尿くみ取りは無料で行っています。
- 公共下水道供用開始の日から3年経過後、し尿くみ取りを行う場合は、有料となります(1か月1人あたり500円)。
- 事業所のし尿くみ取りは、有料です(36ℓあたり500円)。
- 浄化槽世帯

浄化槽の設置者は、適正な管理のため浄化槽の清掃・保守点検・法定検査が法律で義務付けられています。

清掃時期を過ぎた浄化槽は、悪臭が発生したり、処理されない汚水が流れ出たりすることがあります。必ず、点検・検査・清掃をお願いします。

し尿くみ取り(仮設含む)・浄化槽清掃については、直接(有)山崎清掃(☎557-0068)に依頼してください。

## 合併処理浄化槽設置補助金制度

近い将来、公共下水道が整備される見込みのない地域のご家庭を対象に、浄化槽設置費用を補助する制度です。合併処理浄化槽は、生活排水(し尿と、台所、浴室、洗濯等の雑排水)のすべてを水再生センターの二次処理と同程度まで浄化できる装置です。

詳しくは、環境課(☎557-0544)までお問い合わせください。

▶補助金額	5人槽	36万円
	7人槽	46万2,000円
	10人槽	58万5,000円

## 道路

問 建設課 ☎557-7641

道路は、私たちの暮らしに欠かすことのできない最も基本的でさまざまな機能をもつ公共施設です。みんなの施設として十分にその機能を生かし、気持ちよく利用できるようにしたいものです。

町には、町道・都道・国道などの公道があります。

町道に関するご質問は建設課にご連絡ください。

## 町道

### ■道路の破損を見つけたら

建設課では、道路の維持補修を行っています。道路の破損などお気づきの点がありましたらご連絡ください。

### ■道路上の工作物が破損した場合

カーブミラー、ガードレール等が破損しているのを見つけた場合は、建設課へ連絡してください。

## 都道

都道の陥没、損傷や街路樹・街路灯の倒壊などでお気づきの点がありましたら、次の事務所のどちらかへご連絡ください。

### ■東京都建設局

#### ▶都道の名称・幅員について

西多摩建設事務所

〒198-0042 青梅市東青梅3-20-1 ☎0428-22-7214

#### ▶都道の維持・補修について

西多摩建設事務所 福生工区

〒197-0005 福生市北田園2-7-2 ☎551-6420

## 国道

国道16号のことでお気づきの点がありましたら、次の事務所へご連絡ください。

国土交通省相武国道事務所 八王子国道出張所

☎645-5562

## 道路照明灯の球切れは

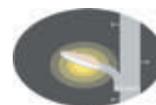
道路照明灯の柱に貼ってある番号を、ご確認の上、建設課へご連絡してください。

問合せ 建設課 ☎557-7641

## 防犯灯の故障は

防犯灯の柱に貼ってある番号を、ご確認の上、安全・安心課へご連絡してください。

問合せ 安全・安心課 ☎557-7610



## 空き地

問 環境課 ☎557-0544

雑草の繁茂により害虫が発生し、ごみの投棄などにより近隣住民の方に迷惑をかけている空き地があります。

空き地を所有している方は、定期的な見回り、雑草の刈取りや清掃などを行い、適正に管理するようお願いいたします。

